

## 佐賀大学附属図書館長及び副館長選考規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀大学附属図書館規則（平成16年4月1日制定）第4条第5項及び第4条の2第5項の規定に基づき、佐賀大学附属図書館における館長及び副館長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長の選考)

第2条 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 館長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じた日から原則として1月以内に行う。

第3条 館長は、佐賀大学の専任の教授のうちから選考する。

第4条 第2条第1項第1号に該当する場合は、学長は、速やかに各学部（理工学部を除く。）及び工学系研究科（以下「学部等」という。）に対し、館長候補適任者各1人の推薦を求めるものとする。

2 学長は、前項により推薦された館長候補適任者のうちから館長を選考する。この場合において、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。

3 第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、学長は、当該館長を推薦した学部等に対し館長候補適任者1人の推薦を求め、館長を選考する。

(副館長の選考)

第5条 副館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 副館長の任期が満了するとき。
- (2) 副館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副館長が欠員となったとき。

2 副館長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じた日から原則として1月以内に行う。

第6条 副館長は、佐賀大学の専任の教授のうちから選考する。

第7条 第5条第1項第1号に該当する場合は、館長は、次に掲げるとおり副館長候補適任者の推薦を求めるものとする。

- (1) 館長が本庄地区から選考された場合は、医学部に対して、1人
  - (2) 館長が鍋島地区から選考された場合は、本庄地区の各学部（理工学部を除く。）及び工学系研究科に対して、各1人
- 2 第5条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、館長は、当該副館長を推薦した学部等に対し副館長候補適任者1人の推薦を求めるものとする。
  - 3 学長は、前2項の推薦を経て、副館長を選考する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、館長及び副館長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年12月25日改正）

- 1 この規程は、平成27年12月25日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
  - (1) 佐賀大学附属図書館副館長選考規程（平成18年2月14日制定）
  - (2) 佐賀大学附属図書館長又は副館長が任期途中で欠員となったときの選考方法に関する細則（平成18年3月9日制定）
- 3 この規則の施行の際、現に副館長にある者は、この規則に基づき選考された副館長とみなす。